



安全な学校給食用物資の供給

学校給食は成長期にある児童生徒に食事を提供しており、食品添加物や残留農薬、遺伝子組換え食品などに対する保護者の関心が高くなっています。

学校給食に使用する食材の細菌検査や野菜・果物の残留農薬検査等を実施し、その結果はホームページで公表します。

また、財団法人愛知県学校給食会と連携して、ごはん・パン・麺類などの品質検査や委託工場の衛生状況調査を実施します。

また、財団法人愛知県学校給食会と連携して、ごはん・パン・麺類などの品質検査や委託工場の衛生状況調査を実施します。

- 食材の腸管出血性大腸菌O157等の検査を実施します。
- 食器の材質規格の検査を実施します。
- 野菜・果物の残留農薬検査を実施します。
- 食品の納入時に使用する検収簿を標準化し、検収[※]の徹底を図ります。
- 炊飯工場・パン工場・麺工場の衛生状況調査を実施します。

アクション

11



- 一般監視は、食品の取扱設備、取扱方法などについて、食品衛生法※などの遵守状況に重点を置いた監視指導を行います。
- 生食用食肉（牛肉）の規格基準が設定されたことから、生食用食肉取扱施設について、重点的に監視を行います。
- 広域監視は、集団給食施設、食品製造施設などの、特に重点的に管理を要する施設に対し、食品の調理又は製造の工程における危害分析に基づく監視指導を行います。
- 食品衛生検査所では、名古屋市中央卸売市場北部市場内において常に食品が衛生的に取り扱われ、有毒魚介類や、放射性物質に汚染され出荷制限を受けた食品が市場外に流通していないか、せりや売買が行われる前の深夜や早朝に監視指導を行います。
- 食中毒などの食品事故発生時においては、原因の究明と被害の拡大防止に必要な措置を講ずるなどの的確に対応します。



広域機動班による食品製造施設の監視

アクション

12

食品営業施設に対する監視指導

県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は各市において実施。）の食品営業施設に対し、保健所及び食品衛生検査所の食品衛生監視員※が施設の衛生状態や食品の取扱方法などについて監視を実施し、安全な食品が提供されるよう指導します。

監視指導については、各保健所及び食品衛生検査所が実施する一般監視と、これに加えて5保健所（一宮、春日井、半田、衣浦東部及び豊川）に設置した食品安全広域機動班が実施する広域監視とに役割を分けて、効率的かつ効果的に実施します。

具体的な監視指導の計画は、毎年度、県民から意見を求めた上で愛知県食品衛生監視指導計画※として策定し公表します。



食品衛生監視員による食品販売店舗等の監視指導



医薬品成分を含む 健康食品などの流通防止

いわゆる健康食品は、あくまでも「食品」であり、医薬品成分を含んでいたり、医薬品的な効能効果を表示・広告することは、薬事法に違反します。

しかし、近年、健康食品と称して販売されているものから医薬品成分が検出されたり、健康被害が発生するなどの事例が相次いでいることから、健康食品を取り扱う施設などに対して監視指導を実施することにより、健康被害の防止に努めます。

- 製品の表示や広告に医薬品的な効能効果がうたわれていないか、監視指導を行います。
- ダイエットや強壯を標榜しているなど、医薬品成分の含有が疑われる場合には、当該品を買い上げて衛生研究所で検査を実施します。
- 検査の結果、違反品が発見された場合は販売中止、回収及び廃棄などを指示するとともに内容について公表します。

アクション

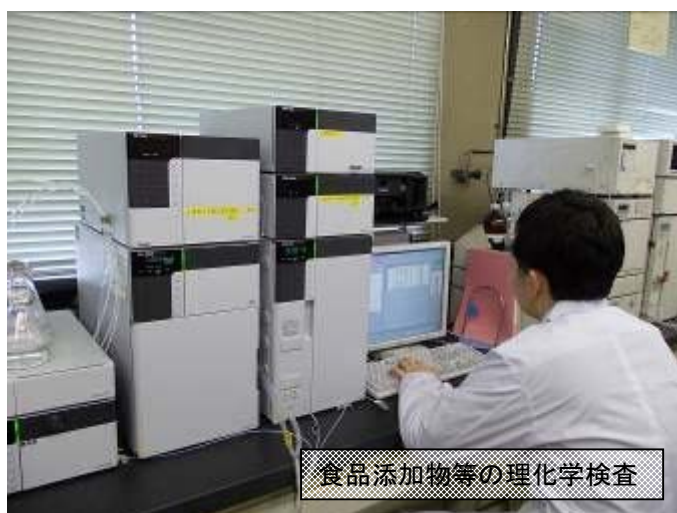
13



- 夏期、年末に、食品一斉取締りを実施します。
- 流通食品の放射性物質検査を実施します。
- 食品などの検査の信頼性を確保するための業務管理の強化を図ります。
- 検査の結果、違反品が発見された場合は販売中止、回収及び廃棄などを指示するとともに、再発防止の指導を行います。

アクション

14



食品添加物等の理化学検査

輸入食品を含む 食品などの安全検査

県内を流通する食品などの安全性を検証するため、保健所及び食品衛生検査所の食品衛生監視員が食品、添加物、器具・容器包装などを抜き取り、食品検査実施保健所（一宮、半田、衣浦東部及び豊川）、食品衛生検査所又は衛生研究所で検査を行います。

検査計画については、愛知県食品衛生監視指導計画に盛り込んでおり、毎年度、検査計画及び結果をそれぞれとりまとめ公表していきます。



食品の微生物検査



BSEスクリーニング検査

安全な食肉の流通確保

安全な食肉の流通を確保し、食中毒及び人獣共通感染症[※]による危害発生を防止するため、食用の目的でと殺する牛・豚・鶏などについて、厳格なと畜検査・食鳥検査を行います。

BSEの発生に見られるように、今まで経験したことのない新しい疾病が海外から侵入することが考えられることから、これらに対応していくためにより高度な知識と検査技術を習得した検査員の配置を進めていきます。

動物用医薬品を始めとして、農薬、ホルモン製剤、飼料添加物、放射性物質の食肉への残留についても必要な検査体制の充実に努めます。

BSEスクリーニング検査結果などについては、今後も公表していきます。

アクション

15

- と畜場において、牛、豚などのと畜検査を行います。
- 年間処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場において、食鳥検査を社団法人愛知県獣医師会に委託し実施します。
- 年間処理羽数が30万羽以下の食鳥処理場については、各処理場に設置される食鳥処理衛生管理者[※]により、鶏などに異常が無いか確実に確認していることを、保健所の食鳥検査員[※]が定期的に監視・指導を実施します。
- 研修会などによる検査員の資質の向上を図ります。
- 高度な検査機器の導入を推進します。
- 精密検査職員の技術強化を図ります。
- 毎月のBSEスクリーニング検査結果を公表します。



と畜検査員（獣医師）によると畜検査

- 食品の販売店舗などへのJAS法遵守状況調査を実施します。
- 食品表示110番（電話：052-951-3893）を設置し、食品表示に関する各種情報の提供を受け付けます。
- 農林水産部職員に加え食品衛生監視員によるJAS法表示監視を実施します。
- 県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、JAS法、食品衛生法、景品表示法*に基づく食品表示に関する普及啓発研修会を開催します。
- 食品表示ウォッチャーを設置し、日常の買物を通じて食品表示に関する情報の提供を依頼します。
- 消費生活モニターに食品表示、食の安全・安心に関する知識・情報を提供するため、研修会を実施します。
- 消費生活モニターに対して、日常の買物を通じて、食品表示や食品の衛生状態の確認等、食料品に関する情報提供を依頼します。

アクション

16



食品表示ウォッチャー研修会

JAS法を始めとする食品表示の調査・監視

社会的要請の大きい食品表示の適正化を推進するため、JAS法に基づく食品表示の遵守状況調査、食品表示110番の設置及びJAS法表示監視を行うとともに、県内の生産、加工、流通・販売業者に対し、食品表示制度の普及啓発研修会を開催します。

消費者の方に、食品表示ウォッチャー*を依頼し、日常の買物の中で入手した不適切な食品表示の情報の提供を依頼します。

消費生活モニター*に対しても、食品表示や食品の衛生状態の確認と不適切な食品表示などの情報の提供を依頼します。



遵守状況調査の様子